

2020 年 7 月 21 日

大阪府労働委員会会長様

大阪教育合同労働組合

準備書面（7）

申立人（以下「組合」という。）は、被申立人（以下「法人」という。）が村上雅彦学園法人局室長（以下「村上室長」という。）の証人申請を取り下げたにもかかわらず、同人提出の陳述書（乙第 32 号証）を維持することに疑義を持つ。証人陳述書は、これに対する質疑あるいは反論が保障され、かつ答弁あるいは再反論が行われることを予定している。従って、被申立人においては下記の質疑あるいは反論への答弁あるいは再反論を行われたい。

1. 村上室長は 2019 年 1 月 7 日から法人に勤務し、同年 4 月 1 日から法人局室長に就任したというが、室長就任までの役職は何であったか。
2. 村上室長が本件団交申し入れの事実を知ったのはいつか。
3. 本件窓口の前任者である宮本亮法人事務長の退職日はいつか。
4. 村上室長が本件窓口の任に当たるに際し、前任者との引継ぎは行ったか。
5. 同年 4 月 1 日、組合が法人に架電したとき、対応したのは藤井悦郎法人事務長であったが、なぜ本件窓口である村上室長が対応しなかったのか。また、藤井悦郎法人事務長は乙第 3 号証の存在を知らなかったが（申立書 3 ページ、答弁書 2 ページ）、村上室長が乙第 3 号証の存在を知ったのはいつか。
6. 村上室長は、組合が同年 4 月 10 日の団交開催に合意していないにもかかわらず、組合側の出席者を通知するように求めたのはなぜか。また、法人側出席者に安部将規弁護士を含めたのはなぜか（乙第 5 号証）。
7. 同年 4 月 3 日に山下恒生組合顧問が村上室長と電話で話した際、村上室長は弁護士と相談して乙第 5 号証を送付したと答えたが（甲第 1 号証）、団交出席者に弁護士を含めたことは弁護士からの入れ知恵によるものか。
8. 本件団交の日時・場所の設定について村上室長は「日時場所についても本組合の意見があれば具体的に提示してもらいたい旨繰り返し連絡したのですが、本組合からは就業時間内に当校内にて団体交渉を行いたいとの申し出があるばかりでした。」と陳述する（陳述書 2 ページ）。

しかし組合は、団交開始時間を午後 5 時とするものの、「団交は、授業・部活・会議と重ならない範囲でなるべく早い時間に開始することが望ましい」として組合員は業務を優先する旨

の意見を提示した（乙第6号証）。村上室長はなぜ組合が就業時間内団交開始にこだわったと判断したのか。非常勤講師の終業時刻と専任教員らの終業時刻は同一であるのか。また、組合は団交場所を本校内会議室とする理由を示したが（乙第6号証、乙第12号証）、この理由の是非について検討したか。検討したのであれば、その理由についての見解を示されたい。

以 上